「空き家」でお困りの方はご相談ください

建築課空き家対策係 ☎(63)2243

あなたの周りにこんな悩みを抱えている人はいませんか?



実家の登記名義は亡親族のまま。 解体するにもお金がかかるし、売却 するにも売れるのかな。 隣の空き家から雑草や樹木 が越境してきて…。建物自体 も危険な状態だわ。



空き家になると危険がいっぱい!



老朽化していて、倒壊など災害時に大きな被害につながる恐れがある。



草木が生い茂り、害虫等が発生し、不衛生な状態になっている。



不審者の侵入や放火、ごみの不法 投棄、特殊犯罪など、地域の治安 悪化の原因になっている。

※空き家が原因で他人に損害が生じた場合、所有者は被害者に対して**損害賠償の責任を負う**可能性があります。また、 周囲に著しく悪影響があると判断される空き家は、空家等特別措置法に基づき「特定空き家」に認定され、必要な助 言、指導、勧告、命令、代執行などの行政措置が行われます。

お気軽にご相談ください!



市では空き家に関しての総合相談窓口を設置しています。空き家の相続・売却等やご近所の空き家に関することなど、ご相談ください。また、近所に空き家が発生した、解消された(居住・解体)などの情報がありましたら、市ホームページや各コミセンにある情報等報告用紙にてご報告ください。

鹿沼市の空き家に関する支援事業

空家解体補助金制度

老朽化した空き家の解体工事を行う場合、その経費の一部を補助します。空き家が補助対象としての要件を満たすかどうか事前確認が必要です。申請前の着工は、補助の対象となりません。

着工工事 市内の業者等が請負う、空き家等を解体する工事

補助対象者 空き家、敷地の所有者およびその3親等以内親族等

補助額 解体工事費の2分の1、上限50万円

受付期間 4月~12月末※申請件数等により期間の変更有 募集件数 35件程度



空き家バンク制度

空き家の売却・賃貸を考えている人に空き家情報を登録してもらい、市ホームページや移住関係雑誌等で空き家を利用したい人に紹介する制度です。空き家以外にも店舗、事務所、空き地(宅地)、建物の一部等も取り扱いが可能です。交渉・契約の仲介については、(公社)栃木県宅地建物取引業協会・(公社)全日本不動産協会と協定を結び、協会推薦の市内業者を紹介します。

※物件を公開されたくない人向けに非公開物件の取り 扱いを始めました。

(令和5年3月末時点) 累計登録件数:128件 累計成約件数:81件

空き家バンクリフォーム補助金制度

市外からの転入希望者が10年以上居住することを条件に、空き家バンクで購入した住宅をリフォームする場合に利用できる補助金制度です。

着II事 市内業者等が請け負う、空き家バンク物

件の20万円以上のリフォーム工事

補助額 リフォーム工事費用の2分の1

※基本上限50万円+加算項目(各項目10万円)

補修件数 4件程度